

市長への手紙

市政への提言

「市長への手紙」は、新潟市政へのご意見、ご提案をお寄せいただく広聴制度です。
みなさまからのご意見・ご提案は、今後の市政運営に役立てさせていただきます。

- 本市からの回答を希望しますか。(ホームページでの回答は行っておりません)
どちらかにチェックしてください。 回答必要 回答不要
- 迅速に対応が必要なもの、地域が限定されたもの、具体的な制度や事業に関する説明を伴うものなどは、区長や担当部署の責任者等から回答させていただきます。
- ご意見の内容を市のホームページなどに掲載し公表してよろしいでしょうか。
どちらかにチェックしてください。 可 不可
(ホームページの掲載に当たっては、お名前を掲載しないなど、個人情報に配慮いたします。)
- 明らかに市政に関するご意見・ご提案以外のものは、市以外の機関をご案内させていただく場合があります。

「市長への手紙」は、以下の場合原則として回答できません。

- 1 回答が不要である旨の記載があるもの及び回答が不要である旨の確認がとれたもの
- 2 誹謗中傷を含むもの及び公序良俗に反するもの
- 3 明らかに営利・営業を目的とするもの
- 4 趣旨が不明・不明確なものや回答するに足る必要な情報が記載されていないもの
- 5 匿名の場合や氏名、住所、電話番号(FAX番号を含む。)及びメールアドレス(書面の場合は除く。)の記載がないもの(正しく記載のないものを含む。)
- 6 明らかに組織的、団体としての行動で、内容が概ね同一であり、多数の意見等がよせられたもの
- 7 市長等から回答した後、同一人物から同一趣旨の手紙が繰り返しよせられたもの
- 8 市の所管外のものや市政に直接的な関わりがないもの
- 9 差出人と市が争訟中のもの
- 10 その他、市長が不相当と判断したもの

※回答を行う場合は、原則20日以内に行うこととしておりますので、あらかじめご了承ください。
なお、内容により詳しい調査・検討・調整などが必要な場合は、20日以上の日数をいただく場合がございます。

(以下、**太字**は必須項目)

年 月 日記入

住所	(〒 -)	電話	
氏名		年齢	職業
標 題			

